



旧小田切家住宅 店 & 上店の利用の手引き

1 利用したい人は

1) 「須坂市旧小田切家住宅利用許可申請書（様式第1号）」を提出してください。

2) 「利用許可書（様式第2号）」を受取り、当日、利用料をお支払いください。

※キャンセルは、利用日の7日前までとなります。

※申込みは、原則として利用日の12か月前から7日前までとなります。

2 利用料について

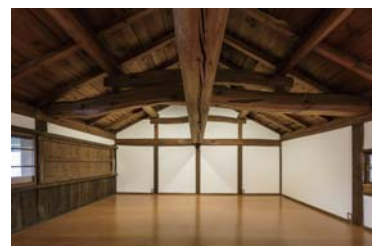
店 2階	1時間あたり	200円
上店 1階のみ	9:00～17:00	1,000円
	9:00～13:00	500円
	13:00～17:00	500円
上店 1・2階	9:00～17:00	2,000円
	9:00～13:00	1,000円
	13:00～17:00	1,000円



店 2階



上店 1階



上店 2階

※冷暖房利用料 1台1時間につき 200円

※店の利用について：利用時間に **1時間未満の端数がある時は切り上げ**ます。

※1月及び2月のみ開館時間は9:30から16:30までとなります。

※上店及び店2階利用について

利用者（公共的団体、社会福祉団体又は地域振興に資するものを除く）が

- ・入場料等を徴収して利用する場合、又は営利を目的として利用する場合は、上表額の**2倍額**となります。
- ・市民以外の者（須坂市に勤務する者を除く）が利用する場合は、規定施設利用料（上記2倍の利用料を含む）の**1.5倍額**となります。

3 利用する上で守っていただく事項は

1. 旧小田切家住宅内の秩序を乱さないこと
2. 旧小田切家住宅内の展示物品に手を触れないこと
3. 旧小田切家住宅内に爆発物等の危険物を持ち込まないこと
4. 旧小田切家住宅内の施設又は備品等を損傷しないこと
5. ゴミは各自持ち帰ること
6. 前各号に定めるもののほか、旧小田切家住宅内の秩序の維持について市長が定める事項
7. 利用後は、利用者数の報告と係員の確認を受けること（破損が無いかなど）
8. 貴重品は各自の責任で管理すること（当館は、盗難・紛失等について一切責を負いません）

4 その他

1. 最長7日間まで連続申請（使用）が可能です。次に申請出来るのは、利用が終了してからになります。
2. 他のお客様にご迷惑が掛かると判断した場合、活動を抑えるようお願いする場合がございます。

以上、ルールを守って楽しく有効に旧小田切家住宅を利用してください